

本仕様書（案）は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものであるため、各提案者において、他に必要と考えられるものについて、適宜、創意工夫をし、提案してください。

第3次志摩市健康増進計画策定業務委託仕様書（案）

1. 業務名

第3次志摩市健康増進計画策定業務委託

2. 目的

本業務は、平成31年度から平成35年度までの5年を1期とした計画であり、すべての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるまちづくりの実現をめざすため、健康増進法に基づく「健康増進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」、母子保健法に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を一体的に策定し、志摩市総合計画と志摩市地域福祉計画と整合性のある計画書を策定することを目的とする。

3. 履行場所

志摩市地内

4. 履行期間

委託契約締結日から平成31年3月20日

5. 業務内容

- (1) 健康づくりに関する実態調査（アンケート調査）の実施及び集計・分析及び分析結果の活用
実態調査は、3,000件を目標に実施し、集計及び分析については、9月中旬までに報告を行う。
なお、アンケート項目は55項目とする。実態調査の分析結果を積極的に活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。
実態調査結果は、CSVファイルで提供するものとする。また、集計終了後、調査用紙及びデータはすべて市へ返却すること。
- (2) 第2次計画以降の進捗状況の評価及び課題の整理
第2次計画以降に取り組んできた各施策・事業の評価及び進捗状況を分析したうえで本市における現状と課題を整理し、中長期的視点に立ち、健康づくりのあるべき姿を明らかにすること。そのために、前述の実態調査の結果等を積極的に活用し、今後の事業施策の展開について企画・立案すること。
調査分析方法は提案に基づき委託者と協議の上、決定するものとする。
第3次健康増進計画は、第1次からの取り組みである市民主体の健康づくりと一次予防を重視した健康づくりの推進を継承・発展しつつ、すべての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるまちづくりの実現をめざせるよう、企画・立案すること。

(3) 健康増進計画策定委員会の運営等に関する支援

健康増進計画の作成を行うにあたり、市民の代表者、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する健康増進計画策定委員会(3回開催)の運営、資料及び会議録の作成を行うこと。また、健康づくり推進協議会(2回開催)の資料を作成すること。

(4) 事業計画の作成

実態調査の分析結果、策定委員会・健康づくり推進協議会等の意見を踏まえ、委託者との協議を重ねながら、実状に即した計画素案を作成すること。

計画素案を基に最終案を作成すること。

(5) 業務支援

厚生労働省、三重県等の動向に関する助言、その他必要に応じメール等での支援を行うこと。また、各業務を円滑に行うため、必要に応じて委託者との打合わせを随時行うものとし、受託者は計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

(6) その他

上記のほか、国が定める指針等を十分踏まえて策定するものとする。

(7) 年間スケジュール(予定)

本市が考える策定スケジュールは下記のとおりであるが、詳細については受託者と協議して決定する。

平成30年 6月 第1回健康増進計画策定委員会

平成30年 8月 第1回健康づくり推進協議会(健康づくりに関する実態調査)の現状報告

平成30年10月 第2回健康増進計画策定委員会

平成30年12月 第3回健康増進計画策定委員会(計画素案の検討)

平成31年 2月 事業計画の議会への報告

平成31年 2月 第2回健康づくり推進協議会(計画最終案及び概要版の承認)

平成31年 3月 事業計画印刷

志摩市ホームページへの掲載、広報しま(4月1日号)への掲載

6. 成果品

成果品は次のとおりとし、納入期日までに健康福祉部健康推進課へ納入するものとする。なお、納入期日は別に指定する。

第3次志摩市健康増進計画(原案) 200部

(A4判 150頁程度・本文4色刷)

第3次志摩市健康増進計画概要版 23,000部

(A4判 8頁程度・4色刷・デザイン編集有)

の電子データ(各章等を分割し保存したファイルも含む) 2枚

(Microsoft Word、Microsoft Excel等で作成し、CDに記録)

7. 疑義

業務の実施にあたり、本仕様書等に疑義が生じた場合、委託者と受託者はその都度協議し決定するものとする。

8. 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

9. その他

委託業者決定後、委託者との協議により内容を変更して契約することがある。

計画の策定にあたっては、本計画の趣旨と役割、実施方法について十分検討を加えて行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、情報交換、資料の収集に努めるものとする。

成果品納品後、受託者の責任による事象が生じた場合は、受託者は無償で修正又は訂正するものとする。

この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、委託者に帰属するものとする。

この仕様書に定められている事項以外に必要な事項は、「第3次志摩市健康増進計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領」によるものとする。